

会員の声

臨検小話その 13

派遣法と臨床検査技師

1. はじめに

歴史にif (イフ) は禁物ですが、いわゆる“派遣切り”の問題が噴出しなければ、派遣法¹⁾ という名の悪法にブレーキをかけることはできなかったと思います。

派遣法は、改正 (労働者の側から見れば改悪) のたびに凶暴性を増していきまされたので、改悪の流れに歯止めがかからなければ、臨技も派遣法に飲み込まれてしまう恐れがあったと思います。

それにしても、アメリカの金融危機に端を発した不況によって、これまで一世を風靡した金融資本主義や市場原理主義の“化けの皮”がはがれたというのは、実に皮肉な話です。

2. 派遣法と臨床検査技師

平成 19 年 9 月 6 日に、東京労働局需給調整事業部需給調整事業第二課の担当者から、『医療機関への技師派遣は原則 NG』という回答をいただいております。

原則 NG というのは、紹介予定派遣や産休・育休などの代替要員として例外的に認められている派遣を除き、医療機関への技師派遣は、No Good (ダメ) ということです。

もっとも、労働局に問い合わせをしくなくとも、素直な気持ちで派遣法を読めば、『医療機関への技師派遣は原則禁止』ということが理解できると思うのですが、斜に構えて派遣法を読むと、「原則 NG」ではなく「原則 OK」という間違っただけに暴走してしまう恐れがあります。

法律といえども人間がつくるわけですので、穴のない完璧な法律を作るのは不可能です。したがって、法律の抜け穴を探そうと思えば、いくらでも探せるわけです。Every law has a loophole. という格言は、そのことを表しています。勿論、派遣法も例外ではありません。言葉尻を捉えれば、いくらでも好き勝手な解釈を述べる事が可能です。

しかし、形の上では派遣法の網にかからないようにすることができたとしても、その実態が違法派遣そのものだとすれば、やはり問題だと思うのです。

3. 派遣法が抱える真の問題

深刻さを増している“派遣切り”の問題は、“切り”の部分だけを是正しても根本的な解決にはならないと思います。

そもそも派遣制度自体が禁じ手だったので、その禁じ手を派遣法によって合法化したということは、まるで封印されていた“パンドラの箱”を開けてしまったようなものです。

国際労働機関憲章²⁾ の附属書を見ると、「労働は、商品ではない」という根本原則を再確認する、と謳っております。わ

が国もこの憲章を批准しているので、職業安定法³⁾ は、労働者を商品のように扱う労働者供給事業を原則禁止にしてみました (同 44 条)。

しかし、経済界 (経営側) の声に押される形で、労働者派遣を労働者供給から除外 (同第 4 条 6 項) し、派遣法でもって労働者派遣という名の労働者供給を合法化してしまったのは、労働法制の“退化” degeneration と言わざるを得ません。

今日、労働者派遣は労働者供給から除外されていますが、労働者派遣の本質は、低賃金や過酷な労働、悲惨な生活などの状況を生んだ労働者供給そのものではないでしょうか。

私は、禁じ手として封印されてきた労働者供給を労働者派遣という名目で合法化してしまった以上、いわゆるワーキング・プアや派遣切りの問題が起きたのは、当然だと思うのです。

こうしてみると、労働者 (人間) を物のように扱い、ひいては国をボロボロにしてしまう国法 (派遣法) は、究極の自己矛盾だと思うのです。冒頭で派遣法のことを“悪法”だと述べたのは、覚醒剤などの禁止薬物が人の肉体や精神を蝕んでいくように、派遣法も私たちの社会・国家を蝕んでいくからです。

労働者供給制度のような反則技 (禁じ手) を派遣法という名で合法化すればどうなるかということは、派遣法の法案を作成する段階から分かっていたはずです。

私は、派遣法が我が国の労働法制に大きな汚点を残したことは、もはや否定し難いと思います。

4. おわりに

派遣法に対する批判が高まっていますので、“医療機関への技師派遣が自由化されるのではないか”という心配は杞憂に終わりそうです。

しかし、時節柄、違法派遣が巧妙化する恐れがあるので、引き続き注意 (警戒) が必要だと思います。

■注釈

- 1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (昭和 60 年 7 月 5 日法律第 88 号)
- 2) 昭和 27 年 1 月 16 日条約第 1 号
- 3) 昭和 22 年 11 月 30 日法律第 141 号

【記：新屋博明】

